

補助金等事業概要

補助事業名	結婚新生活支援金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	若い世代の婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の新生活に係る費用に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。
補助事業者	39歳以下の新婚世帯
補助対象経費	住宅取得費用、賃借費用、リフォーム費用、引越費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限 夫婦ともに29歳以下60万円、夫婦ともに39歳以下30万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10分の10（地域少子化対策重点推進補助金2/3）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	R9 婚姻率3.1%
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	若い世代の婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を図ることを目的とした補助事業のため。
補助制度開始	令和7年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 地域産業振興課 地域支援係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）